

(平成22年10月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認徳島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 4件

## 徳島国民年金 事案547

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から42年3月まで  
② 昭和45年9月  
③ 昭和47年1月から同年3月まで  
④ 昭和47年11月から49年3月まで  
⑤ 昭和50年1月から同年6月まで  
⑥ 昭和53年5月から平成3年3月まで

国民年金については、私が20歳になったところに私自身がA都道府県B市区町村（現在のC市区町村）の窓口において、加入手続を行ったと思う。

国民年金保険料については、基本的に私の元夫が集金人に納めてくれていたと思う。C市区町村に住んでいた期間は、私と元夫の保険料に加え、元夫が経営していたD工場の従業員の国民年金保険料も事業所負担で一緒に納付していたと思うし、E都道府県に転居した以降も、夫婦二人分の保険料を元夫が納付してくれていたと思うため、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、1か月と短期間である上、オンライン記録によると、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の元夫の申立期間②における保険料は納付済みであることが確認できる。

また、昭和42年7月以降、オンライン記録等によって納付日が確認できる期間について、夫婦の納付日がおおむね一致していることが確認できることから判断すると、申立人の元夫の保険料が納付済みとなっている当該期間について、申立人の保険料が未納となっていることは不自然

である。

- 2 一方、申立期間①及び申立期間③から⑥までについては、申立人の保険料を納付していたとする元夫からは証言を得ることができず、申立期間当時の保険料の納付状況等は不明である上、申立人は、C市区町村に居住していた期間において、一緒に保険料を納付していたとするD工場の従業員の氏名を記憶していないことから、当該従業員から当時の状況を確認することもできない。

また、オンライン記録等において、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の元夫の当該期間に係る納付記録は、すべて申立人と同様、未納であることが確認できる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の元夫が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 徳島厚生年金 事案519

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B施設における資格喪失日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月20日から同年4月1日まで

私は、昭和43年4月にA事業所に入社した。1年間の研修を受けて、44年4月1日付けで同社C工場へ転勤したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。継続して勤務していたので厚年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所B施設、同社本社及び同社各工場に係る厚生年金保険被保険者名簿において、昭和44年3月20日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年4月1日に再度資格を取得しており、申立人と同じく被保険者期間に1か月の空白が認められる同僚が7人確認できるところ、うち一人が保管する給料支給明細書において、同年3月の厚生年金保険料の控除が確認できること、及び前述の同僚のうち所在の確認できた6人は、同社B施設における勤務形態及び転勤の時期について、申立人と同じであったと回答していることなどから判断すると、申立人がA事業所B施設に継続して勤務し（昭和44年4月1日にA事業所B施設から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B施設に係る昭和44年2月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万3,000円と

することが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、A事業所が保管する同社B施設に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の資格喪失日が昭和44年3月20日と記載されていることが確認できる上、D健康保険組合から提出された申立人に係る健康保険被保険者資格喪失届の資格喪失日が社会保険事務所（当時）の記録と一致していることが確認でき、当該健康保険組合及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成14年4月から同年9月までは24万円、同年10月は22万円、同年11月は24万円、同年12月は18万円、15年1月は19万円、同年2月は22万円、同年3月は18万円、同年4月から同年6月までは24万円、同年7月から同年9月までは22万円、同年10月は19万円、同年11月は20万円、同年12月は17万円、16年1月は24万円、同年3月は19万円、同年4月は24万円、同年5月は26万円、同年6月から同年8月までは24万円、同年9月及び同年11月は22万円、17年1月は20万円、同年2月は26万円、同年3月は20万円、同年4月は22万円、同年5月は26万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月及び同年9月は22万円、同年10月は24万円、同年11月及び18年2月は20万円、同年3月から同年7月までは22万円、同年8月は20万円、同年9月は22万円、同年10月は20万円、同年11月は22万円、同年12月は19万円、19年1月は20万円、同年2月から同年6月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月21日から19年7月1日まで

A事業所に勤務している期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。

当時の給与支給明細書があるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づ

き、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成14年4月から16年1月までの期間、同年3月から同年9月までの期間、同年11月、17年1月から同年11月までの期間及び18年2月から19年6月までの期間に係る標準報酬月額については、申立事業所から提出された給与支給明細書及び賃金台帳等により確認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額から、14年4月から同年9月までは24万円、同年10月は22万円、同年11月は24万円、同年12月は18万円、15年1月は19万円、同年2月は22万円、同年3月は18万円、同年4月から同年6月までは24万円、同年7月から同年9月までは22万円、同年10月は19万円、同年11月は20万円、同年12月は17万円、16年1月は24万円、同年3月は19万円、同年4月は24万円、同年5月は26万円、同年6月から同年8月までは24万円、同年9月及び同年11月は22万円、17年1月は20万円、同年2月は26万円、同年3月は20万円、同年4月は22万円、同年5月は26万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月及び同年9月は22万円、同年10月は24万円、同年11月及び18年2月は20万円、同年3月から同年7月までは22万円、同年8月は20万円、同年9月は22万円、同年10月は20万円、同年11月は22万円、同年12月は19万円、19年1月は20万円、同年2月から同年6月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所から提出された給与支給明細書等において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたって一致していないことから、事業主は、給与支給明細書等において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間のうち、平成16年2月、同年10月、同年12月、17年12月及び18年1月については、申立事業所から提出された給与支給明細書及び賃金台帳等において確認できる厚生年金保険料の控除額が、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額より低額又は同額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する

と、申立期間のうち、平成16年2月、同年10月、同年12月、17年12月及び18年1月について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 徳島国民年金 事案548

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から60年3月まで  
昭和46年3月に国民年金に加入した以後、国民年金保険料をすべて納付したと思っていたが、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。  
調査の上、申立期間について記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所（当時）の被保険者台帳、A市区町村の被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳のいずれにおいても、申立人は、昭和56年7月1日に国民年金被保険者資格を喪失し、60年4月15日に同資格を再取得しており、申立期間については、国民年金未加入期間として取り扱われており、訂正された形跡も認められない。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和56年7月1日に国民年金被保険者資格を喪失した旨のA市区町村のゴム印が押印されており、同市区町村は、「申立人の昭和56年7月1日に係る資格喪失手続は、当該年月日に行われたと考えられる。」と回答しているところ、i) 申立期間のうち昭和56年7月から57年3月までの期間については、同市区町村が保管する申立人の昭和56年度国民年金徴収簿の当該期間に係る国民年金保険料額欄及び納付金額欄には、申立人が当該期間において、国民年金未加入等であることを示す「0」との記載が確認できること、ii) 申立期間のうち昭和57年4月から60年3月までの期間については、申立人に係る前述の国民年金徴収簿は作成されておらず、A市区町村が、申立人に対して、当該期間に係る納付書（昭和57年度から59年度までの3か年分）を送付していたとは考え難いことなど、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月、10年3月及び15年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年3月  
② 平成10年3月  
③ 平成15年3月

私は、申立期間当時、A業務員をしていた。A業務員の辞令の任用期間の末日は、その年度の3月30日となっており、3月が年金制度の未加入期間となるため、その都度、母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金の保険料を納付したと聞いている。

しかし、申立期間について未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金への加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金への加入手続及び保険料納付を行ったとする母親は、「いつの国民年金保険料であったかは分からないが、何度か納付した。」と述べているものの、加入手続の回数及び納付金額に係る記憶は曖昧であり、申立期間に係る加入状況及び納付状況は不明である。

また、オンライン記録において、申立期間は国民年金の未加入期間であり、行政が複数回にわたり、加入手続及び保険料納付に係る事務処理を誤るとは考え難いところ、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄においても、保険料の納付済期間については、被保険者資格の取得及び喪失の記録は確認できるものの、申立期間に係る記録は確認できない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 徳島国民年金 事案550

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年5月から平成2年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月から平成2年12月まで  
会社を退職した昭和62年5月3日以後にA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、その後、同市C区へ転居したときも国民年金の手続を行って保険料を納付した。記録が無いことに納得がいかないので調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人が住所を定めていたA市B区及び同市C区において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、オンライン記録においても、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月1日より前の国民年金加入記録は確認できない上、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、A市C区役所で国民年金の説明を受けた記憶があると主張するものの、申立期間に係る国民年金の加入手続、保険料の納付金額及び納付回数<sup>あいまい</sup>についての記憶は曖昧であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月7日から58年4月1日まで

私は、A事業所（現在は、B事業所）において、昭和57年7月7日から59年3月末までの期間においてC員として勤務したが、勤務当初の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B事業所が保管する「辞令簿」により、申立人が、申立期間においてA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、B事業所では、当時の賃金台帳や社会保険関係資料等は保管されておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況、給与からの保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和55年4月1日から61年4月1日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得したC員等14人（申立人を含む。）について、B事業所が保管する辞令簿等で採用日を確認したところ、14人のうち8人が年度始めの4月1日付けで採用され、同日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、このほかの申立人を含む6人については年度途中で採用され、6人すべてが同被保険者資格について、採用後2か月から5年までの期間を経過した後の年度始めの4月1日付けで資格取得していることなどから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしもすべてのC員等を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえるとともに、厚生年金保険に加入させる場合についても、年度始めの4月1日付けで加入させていた状況がうかがえる。

さらに、前述の年度途中採用の同僚のうち3人から、採用から厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの期間において、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる具体的な供述等は得られない。

加えて、前述の被保険者原票において、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和55年4月1日から申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した58年4月1日までの記録に、申立人の氏名等は確認できない。

また、前述の被保険者原票において、申立人と同職種の同僚は、B事業所が保管する辞令簿で確認できる採用日後の年度始めの4月1日付けで資格取得していることが確認できるところ、雇用保険被保険者資格の取得日も同日であることが確認できる。

さらに、前述の被保険者原票及びオンライン記録において確認できる申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人に係る雇用保険被保険者資格の取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年6月1日から36年1月1日まで  
社会保険事務所(当時)に対し、厚生年金保険被保険者期間の照会をしたところ、昭和31年6月1日から36年1月1日までA事業所勤務の計55月について、36年8月21日に脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答があった。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間当時、申立人同様、A事業所(B施設)に勤務していた同僚は、「女性職員は、退職した時、一時金(脱退手当金)をもらっていた者がいた。」と供述している。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年10月1日から4年7月1日まで  
② 平成4年7月1日から6年8月4日まで

私は、申立期間①を含む昭和54年4月1日から平成4年6月30日までの期間においてA事業所で勤務し、同年7月1日から6年8月3日までの期間（申立期間②）においてB事業所で勤務していたが、社会保険事務所（当時）が記録する両申立期間に係る標準報酬月額について、i）報酬月額が減額されたことが無いにもかかわらず、2年10月に減額改定されていること、ii）毎年昇給していたにもかかわらず、3年10月に17万円に改定されて以後、6年8月までの期間において増額改定されていないことに納得できない。

B事業所は、A事業所の業務を引き継いでおり、雇用条件については継続している。また、両申立期間当時は手取りで20万円程度の報酬月額が支給されていたと記憶しているため、調査の上、両申立期間に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持する社会保険事務所（当時）からA事業所に通知された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（平成2年10月改定分）の写しによると、申立人の申立期間①のうち平成2年10月から3年9月までの期間に係る標準報酬月額は、16万円と記載されており、当該記録は、オンライン記録における申立人の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立人は、「当該決定通知書の写しは、A事業所から各個人に配布された。」と主張しており、オンライン記録において、申立人の申立期

間①に係る標準報酬月額がさかのぼって訂正されるなど不自然な形跡は見当たらない。

一方、申立期間②については、A事業所の業務を引き継いだとするB事業所における同僚の平成6年6月から9年12月分の給料明細書（平成6年12月分を除く。）により、当該明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額が、オンライン記録における当該同僚に係る標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除額と一致していることが確認できる。

また、A事業所及びB事業所において、申立人と同じ業務に従事していたとする同僚の両申立期間を含む平成3年10月から7年9月までの期間における標準報酬月額の記録によれば、申立人同様、定時決定による減額改定を含め、両事業所の被保険者期間を通じて4年程度の期間において、増額改定されていないことが確認できるところ、当該同僚は、「両申立事業所における私の標準報酬月額は適正であり、決定された標準報酬月額より高い報酬月額に基づく保険料が控除されていたとは思わない。」と供述している。

- 2 このほか、両申立事業所への照会結果及び複数の同僚の供述においても、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月1日から53年2月1日まで

昭和51年6月1日にA事業所からB事業所(申立事業所)に転勤した。給与から社会保険料が控除されており、健康保険被保険者証も会社から交付されていたのに、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述などから判断すると、申立人が、期間の特定はできないものの、B事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所は既に廃業しており、申立期間当時の役員は、「当時の人事記録等の関連資料は保管していないことから、申立人の入退社日は不明である。従業員の厚生年金保険の加入状況についても分からない。」と供述しており、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び供述等は得られない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が記憶する同僚の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、厚生年金保険の被保険者記録の確認できる同僚の中には、「厚生年金保険の加入については、従業員の希望を聞いていたように思う。」と供述している者もいることから判断すると、申立事業所では、申立期間当時、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和51年3月1日から53年2月1日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録に申立人の氏名等は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、A事業所、並びにB事業所の関連事業所と推認されるC事業所及びD事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票においても、申立期間において申立人の氏名等はなく、健康保険番号に欠番も無い。